鳥取市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積を農地中間管理事業の活用により推進を図り、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的として交付する。

（補助対象事業）

第３条　本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第１欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う別表第２欄に掲げる者とする。

（補助金の額の算定）

第５条　本補助金の額は、別表第１欄の補助対象事業の区分に応じて当該事業の対象となる農地の面積に同表第４欄に掲げる交付単価の額を乗じて得た額から仕入控除税額（本補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いた額で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第６条　本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２条に規定する書類は、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成２６年２月６日付け２５経営第３１３９号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記２様式第１号から第５号までによるものとする。

（承認を要しない変更）

第７条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、別表第５欄に掲げるもの以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第８条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第９条　規則第１２条に規定する実績報告は、農用地利用配分計画認可の公告をもってなされたものとみなす。

（雑則）
第１０条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２４年７月３１日から施行し、平成２４年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、平成２５年２月２０日から施行し、平成２４年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、平成２５年７月２４日から施行し、平成２５年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、平成２７年３月６日から施行し、平成２６年度事業から適用する。